

所得向上総合補助金オンライン説明会における質問の回答について

<事前質問への回答>

Q1 給与支給額の増額については、県内従業員のみが対象である旨を記載していると認識しているが、この場合の別紙2の記入方法について、1)売上高～5)付加価値額までは決算資料に基づく数値を入力することとなると思うが、6)給与支給総額以降については、県内の事業所の内容についてのみ記載すれば良いのか。また、県内従業員の給与支給総額の確認方法について教えてほしい。

A. お見込みのとおり。別表2の表の付加価値額までは決算資料に基づく数値を記載し、給与支給総額、常時雇用する従業員数は、今回の補助金の申請単位（支店や営業所）で記載をしてください。なお、当該支店等の従業員の賃金台帳などの確認できる資料提出をお願いします。（Q&A 追加）

Q2 4月からの賃金アップにもこの補助金を使用できるのか。

A. （質問主の決算期が不明であるが、）基準年（R8.1～12月期）の1～3年後の賃上げ・付加価値額の向上における事業計画を策定いただきますので、基準年の賃金アップを実施する予定であれば、賃金アップを考慮したうえで、1～3年後の賃上げ計画を策定してください。

Q3 賃金向上年2%とあるが、退職者がいた場合や増員した場合等どのように計算すればよいか。退職した給与分は除くのか、増員分はどのように加味したら良いのか。

A. 1～3年後の賃上げ計画を策定してください。1～3年後に退職・増員の計画があれば、それも含め計画反映してください。退職者分や増員分の給与等は見込みで計画に加味してください。

Q4 レジシステムの付属品購入を考えている。タブレット端末は不可だと思うが、そのほかの付属品は対象か。

A. スマホ、パソコン、タブレット等、テレワークなどで活用する機器も補助対象になり得ます。事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。付属品については、対象物によって異なるため、公募要領の対象外経費をご確認いただいたうえで、判断が難しい場合は個別にご相談ください。

Q5 補助対象の経費の例として、「生産設備（建物、機械装置など）の購入費」とあるが、建物の購入の場合相見積の取得は困難かと思われるが、どのようにすればよいか。

A. 単独見積で構いません。任意書式の理由書に、不動産鑑定評価表などを添付し、適正な価格であることを説明するようにしてください。

Q6 経費として建物を購入する場合、建築年数などに制限はあるか。

A. 既存の建物購入の場合、中古品の取り扱いと同様、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数内である必要があります。また、昭和56年6月1日以降に適用される建築基準法に基づく耐震基準を満たす建築物、又は同等の耐震性能を有することが確認された建築物であることが必要です。（Q&A 追加）

Q7 業務改善のシステム開発を行う場合、複数社との打ち合わせを行うことが難しく、相見積の取得が困難だが、どのようにすればよいか。

A. 原則、30万円（税込）を超える場合は、相見積もりが必要です。経費の性質上、2者以上の見積をとることがどうしても困難な場合は、単独随意契約を行うことにした理由書を提出してください。ただしその際は、例えば、特許権を有した独占技術を要するなど、当該企業以外の事業者から調達することができないなどの理由が必要となります。

Q8 新規顧問先開拓のためのHP制作費は補助対象経費となるか。

A. 販路拡大に資する事業として対象となり得ます。事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。

Q9 補助金の採択決定はいつ頃か。

A. 1次募集での交付決定は、6月中旬～下旬の予定です。

Q10 zoomでのプレゼンの具体的な審査のポイントなどを知りたい。

A. 先進枠においては、プレゼンテーションによる審査を実施します。審査項目や審査の視点、評価を公表しています。詳しくは、公募要領の別添2をご確認ください。

Q11 ハウス、果樹棚、農業資材、農業車両、重機などが補助対象となるか。

A. 対象となり得ます。事業計画において、6つの対象事業のいずれかに必要なものであることを記載してください。

Q12 別紙1-1【県が指定する事業戦略、生産性向上計画、またはこれに準ずる事業計画】について指定の書式、エクセル等のフォーマットはあるか。

A. 産業振興センター又は高知県地産地消・外商課で支援する「事業戦略」、商工会又は商工会議所で支援する「経営計画」、よろず支援拠点に設置する生産性向上支援センターで支援する「生産性向上計画」は、書式がありますのでそれぞれの支援機関にお問い合わせください。

「これに準ずる事業計画」は任意様式です。

Q13 昨年のデジタル補助金ではPCの購入に30万までの制限があったが、今回はないのか。

A. 制限は設けておりません。原則、30万円（税込）を超える場合は、相見積もりが必要です。

Q14 別紙3【経費明細】にはハードウェア記載欄しかないが、ソフトウェア等の記載は不要か。

A. 「ハード費用」欄は、費用分類です。該当する場合は、「○」を選択してください。ソフトウェア等の経費は、「○」を選択せずに、内容や積算根拠を記入してください。

Q15 先進枠は①～③から1事業以上、④～⑥から1事業以上とあるが、例えば②で3事業、⑤で1事業でも問題ないという認識で構わないか。

A. 事業数の単位は6つの対象事業に該当するかでカウントするため、例えば、②生産能力向上に該当する取り組みを複数実施する場合、②生産能力向上の1事業というカウントになります。質問上では、②と⑤人材育成を実施することなので、先進枠に当てはまります。

Q16 先進枠は先進性・地域波及効果を有する事業というものが多少分かりにくい。弊社の場合、現在老朽化した倉庫を建て替えようと検討している。その場合、現在より生産性を向上させるため、天井クレーンを同時に新設する予定。この場合、生産性の向上（クレーンを使用することにより作業効率の向上、省人化）の要件を満たすか。

A. ②生産能力の向上に該当するかと思いますが、先進枠の場合、この事業に加えて、④～⑥から1事業以上実施いただく必要があります。

先進性や地域波及効果の評価に関しては、公募要領の別添2に掲載している審査項目等をご確認ください。

Q17 有料老人ホーム施設内の各居室のエアコン並びにデイサービス事業所内のエアコンの設置は対象となるか。支払に関し、リースでの支払いは対象となるか。

A. 補助対象となり得ます。事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。リースの場合、補助事業実施完了までに（最長R9.2.16までに）支払った経費のみが対象となります。

Q18 生産性向上につながる取組について、具体的にどこからどう始めていけばいいのかわからない。取組例や実際の取組事案などの紹介があればイメージしやすいのかと思う。また、別紙1-1「生産性向上につながる取組」を具体的に記載しないといけない部分もあり、取り組む会社の担当者の力のみではなかなか難しいと感じた。そういった部分のアドバイザーと一緒に作成等を手伝っていただける窓口などがあったりするのか教えてほしい。

A. 県産業振興センターや商工団体、取引先の金融機関へのご相談をお願いします。また、先進枠、100億企業枠の場合は、フォローアップ支援機関の指定（同意書添付あり）が必要です。フォローアップ支援機関は、産業政策課ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

また、産業政策課ホームページに掲載している若者所得向上検討チーム報告書に企業の取組事例がありますので、ご参考としてください。

Q19 運送会社だが、輸送能力を向上し、生産性を上げるためのトラック購入は対象となるのか。また、増車でなければ対象とならないのか、古くなった車両の代替えは不可なのか。購入方法は一括支払いが対象か、またリースは可能か。

A. 生産性向上に資する車両購入は対象です。ただし、単なる車両の代替えは対象外となり、生産性向上（例えば輸送効率が高まるなど）の説明が必要です。

また、支払い回数は問いませんが、補助事業実施完了までに（最長R9.2.16までに）支払った経費のみが対象となります。リースも補助事業実施完了までの期間が対象となります。

Q20 ipadを購入し、ドライバーの手書き処理のデジタル化や各種情報の伝達報告を一元管理し、情報の共有と即時性を向上させ、働き方の改革を実施することで社員の定着に繋げ、退職による業務ロスを減らし、売上げの向上と生産性を向上させたい。ipadの購入費と通信料は対象となるか。

A. スマホ、パソコン、タブレット等、テレワークなどで活用する機器は補助対象となり得ます。事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。通信料は補助対象外経費です。

Q21 新しい自動点呼システムを導入し、ドライバー、点呼実施者の時間的な負担を軽減して、生産性を向上したい。自動点呼システムの導入費、通信料は対象となるのか。

A. 自動点呼システムの導入費は生産能力の向上の事業として対象となります。通信料は補助対象外経費です。

Q22 補助要件について、賃上げ・付加価値向上の事業計画（3年）を策定すること。横展開
枠：「従業員1人あたりの給与支給総額」及び「付加価値額」の年平均成長率を2%以上増
加（事業実施後1年目の成長率は2%以上）は必須要件か。

A. 必須要件です。

Q23 補助対象事業について、外国人材受け入れに係る「宿舍改修」にて事業活用したい、ど
の事業が該当となるか。

A. 「働き方改革」に該当します。

Q24 令和9年2月16日までに完了する見込みの事業が対象という事だが、新規事業計画上
で2027年の販売計画に必要な設備の購入であれば補助金対象という認識で宜しいか。

A. 補助事業実施完了までに（最長R9.2.16までに）設備の導入を終え、支払いが完了した経
費のみが対象です。それ以降に導入、支払いが発生する経費は対象になりません。

Q25 事業計画を達成できていなかった場合のペナルティがあるか。

A. 未達であることを理由に直ちに返還を求めるものではありません。ただし、補助事業の遂
行状況の報告又は事業成果のフォローアップにおいて、特別な理由もなく、事業計画が適切
に遂行されていないと認められる場合、返還になり得ることがあります。

Q26 従業員一人当たりの給与支給総額の考え方として、税理士の一筆があれば他の計算方
法も認められるなどの措置はあるか。例えば、ベテランが抜けて若手が入社した場合、一人
当たりの平均給与支給額は減少するかと思う。また、会社業績に応じて賞与を支給するが、
規模が小さいほど、会社利益のブレも大きくなる。そのため、基準年の業績が例年よりも良
く、賞与を多く支払っていたために以降の計画の達成のハードルが上がる場合もあると思
うが、その点は考慮されるか。

A. 基準年から比較して付加価値額向上や賃上げを行う計画策定が要件となり、独自の計算
方法を用いることはできません。基準年からさらに付加価値額向上や賃上げが可能となる
ような事業計画や投資についてご検討をお願いします。

Q27 取り組み事例の調査・公表とは具体的にどのような内容が公表されるのか。取り組みの内容によっては、企業秘密とまではいかななくても、企業の価値に関わる部分があるとも考えられる。補助金で何を買ったかという表面的なことの公表に限られるのか、それで何をしたかというかなり具体的なことまで公表されるのか。

A. 補助金の成果として、成功事例やモデルケースをまとめ、ホームページ等で紹介を実施する場合があります。補助金を活用した経営改革の取組概要などを事例として整理する予定です。公表にあたっては、事前に当該企業に確認のうえ、合意が得られた内容で行います。多くの県内企業の意欲喚起、事例共有を目的としていますので、ぜひご協力をお願いします。

Q28 数年にわたって調査があるようだが、具体的にどのような内容か。負担は軽いと考えてよろしいか。負担の大きいものでしたら、何のために補助金を申請したのか分からなくなってしまうと思った。

A. 補助期間終了後、実施効果報告を行っていただくとともに、先進枠及び100億企業枠の場合は、3年間事業成果等について、「フォローアップ資料」を毎年報告（1年に1回のヒアリング）をいただきます。提出書式は、産業政策課ホームページに掲載している「その他、事前着手・変更申請・実績報告等の書式一式」をご確認ください。事業計画の進捗や効果を確認する重要な手続きとなりますので、ご対応をお願いします。

Q29 法人が2つの病院を運営しており、全従業員が400名以上で大企業として扱いになるが、今回の中小企業または中堅企業の要件の枠には入るのか。

A. 常時雇用する従業員の数が2,000人以下である医療法人は対象となります。

Q30 補助要件の付加価値額とは、工場全体の限界利益を指すのか。例えば、一部位むね肉単体の販売単価の伸びしろ額を指すのか。

A. 付加価値額は、営業利益・人件費・減価償却費を足し合わせたものです。

Q31 設備導入で中古の機械でも対象になるのか。

A. 中古品については、

- ①同等のスペックの設備と比較し安価であること（新規と中古の両方の見積書を提出すること）
- ②メンテナンスを受けられるメーカーの商品であり、長く使用できること（メーカーに確認したことがわかる資料を提出すること）
- ③減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数内であること。

の要件を全て満たした場合は、補助対象とします。

Q32 設備導入でメーカー指定や機種指定があるのか。

A. 指定はありません。

Q33 要件で賃上げのスタートとなる基準があるのか（例えば社員の賃金が低い人が基準など）。

A. 申請時点での従業員数を基に、基準年（R8.1～12月期）の1～3年後の賃上げ・付加価値額の向上における事業計画を策定いただきます。

Q34 現在クラウドサービスを利用しているが、当社工場の作業員が作業現場からクラウドにアクセスするために購入する電子端末（スマートフォン、タブレット）は、本事業の「6.働き方改革」の対象となるか。なお、クラウドサービスは複数あり、専用アプリだけでなく、ブラウザからアクセスするケースもある。

A. 生産能力の向上、若しくは働き方改革に資する事業なのかによって対象事業は異なりますが、スマホ、パソコン、タブレット等、テレワークなどで活用する機器は補助対象ですので、事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。

Q35 給与の昇給率は平均値で良いのか、全員が対象なのか。また、賞与を含めたトータルの昇給率で良いか。

A. 全従業員が対象です。賞与も含まれます。

Q36 最短の交付決定はいつ頃か？

A. 1次募集での交付決定は、6月中旬～下旬の予定です。

Q37 売上減少を防ぐための施策として、店舗の修繕を検討しておりますが、適用範囲に含まれるか。

A. 売上減少を防ぐための高付加価値化につながる改修は補助対象となり得ます。事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。

Q38 GPS付き（後付）のトラクター一式は、補助対象になるか。また、加温機等も補助対象になるか。

A. 生産能力の向上に資する車両購入や機器購入は補助対象となり得ます。事業計画において、賃上げや付加価値向上に必要なものであることを記載してください。

Q39 機械製造業で、生産性向上、原価低減のために今回は製造時間把握のために製造時間管理システムを導入予定。現在は技術者が手書きで紙のフォームに記入しているが、これを端末を使い記入することで、システム内で各設備の稼働時間を把握でき、原価計算が自動で出来るようになり、事務処理の人材不足解消にも起用。コストは端末+システムを想定しているが、補助対象になるか。

A. 対象となります。

<当日の主な質問への回答（抜粋）>

Q40 先進枠におけるプレゼンテーションは実施時期はいつか。

A. 令和8年6月15日（月）～19日（金）のいずれかの予定です。

Q41 プレゼンテーションの具体的な流れは。

A. 申請者からの申請書類等に基づくプレゼンテーション後、審査員からの質疑で構成します。審査項目は公募要領の別添2や後日掲載する審査要領をご確認ください。

Q42 補助対象事業のうち、例えば高付加価値化で2事業を実施する場合、上限1,000万円となるか。

A. 高付加価値化に資する1事業とみなし上限は500万円です。異なる補助対象事業を選択していただくことで2事業としてカウントします。

Q43 「これに準ずる事業計画」は支援機関等の認定が必要か。

A. 認定等は必要ありません。

Q44 申請総額が15億円を超えた場合、どのような方法で採択を行うのか。

A. 申請総額に関わらず、審査点の高い順に採択を行います。

Q45 補助事業の遂行状況の報告又は事業成果のフォローアップにおける返還対象となる具体的なケースは。

A. ヒアリング等において、付加価値額が向上しているのにも関わらず、理由もなく賃上げを実施していないケース等を想定しています。

Q46 横展開枠（2事業以上の実施）や先進枠の場合、各事業の上限や下限はあるか。

A. 各事業の上限・下限の設定していませんが、それぞれの事業毎に補助対象経費を計上する必要があります。

Q47 フォローアップ支援機関はホームページ掲載している機関でも問題ないか。

A. 問題ありません。県外の支援機関等も指定が可能です。

Q48 2事業を実施する場合は、2事業の経費を必ず計上する必要があるか。例えば、経費が生産能力の向上に資する設備投資のみでは、販路拡大に関する取り組みをしたとしても、1事業とみなされるか。

A. 事業毎に必ず経費を計上する必要があります。2つ以上の事業選択により補助上限額の引き上げを行う場合は、申請書に沿って、それぞれの事業に要する経費を計上してください。

Q49 不採択の場合、不採択理由のフィードバックはあるか。

A. 申請に対する不採択理由を付して通知します。

Q50 見積書の取得期間の指定はあるか。

A. 見積書は、申請日時点において発行日から3か月以内のものを原則として有効とします。ただし、価格変動の状況により、必要に応じて再提出を求める場合があります。

Q51 契約金額が30万円を超える場合には相見積もりが必要であるが、単価10万円の物品を複数購入する場合も相見積もりが必要か。また、ネットショップの購入画面の添付で足りるか。

A. 分割発注は認められないため、同一商品を複数購入する場合は合算した金額で判断し、一括で相見積もりを取得する必要があります。また、見積書に代えて、購入サイトの画面（価格が確認できるもの）を添付することでも差し支えありません。

Q52 指令前着手届の提出後、いつから着手可能か。

A. 指令前着手届の受理日以降に着手が可能です。なお、受理日は事務局より電子メール等でお知らせします。

Q53 補助事業実施中、やむを得ない理由で見積もり内容に変更が生じる場合、補助金額の変更が認められるか。

A. 基本的に交付決定以降の補助額の増額は認められません。ただし、資材価格の急激な高騰など、補助事業者の責に帰することができない事由により、やむを得ず事業費が増加した場合は、個別に判断しますので、事務局まで相談してください。

Q54 既に導入しているサブスクや月額支払いをしている機器の増加における契約は対象となるか。

A. 既に契約しているものは対象になりません。

Q55 横展開枠の場合、3カ年のフォローアップはないのか。

A. お見込みのとおり（フォローアップ支援機関の指定も必要ありません）。

Q56 年度内の複数回の申請・交付決定は可能か。

A. 交付は1回限りです。なお、1次公募において不採択後、2次公募以降の申請は可能ですが、予算の執行状況により公募実施有無は決定します。